

医薬薬審発 0410 第 1 号
令和 8 年 4 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

第十九改正日本薬局方の制定に伴う
医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて

令和 8 年厚生労働省告示第 193 号をもって「日本薬局方の全部を改正する件」（第十九改正日本薬局方、以下「第十九改正」という。）が告示され、「第十九改正日本薬局方の制定等について」（令和 8 年 4 月 10 日医薬発 0410 第 1 号厚生労働省医薬局長通知、以下「局長通知」という。）により、この改正の要点等が示されたところです。

今般、これに関する医薬品製造販売承認申請等の取扱いを下記のとおりとするので、御了知の上、貴管下関係業者に周知をよろしく御配慮願います。

記

1. 新規収載品目の取扱い

局長通知第 1 の 5（1）（別紙第 2 の 1）に示す第十九改正で新たに収載された品目については、令和 9 年 9 月 30 日までは、なお従前の例によることができるが、同年 10 月 1 日以降に第十九改正で定める基準に適合しないものは、製造販売又は販売することは認められないので、以下の点に留意するとともに遅滞なく手続きを行うこと。

- （1）第十九改正で定める基準に適合させるため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第 14 条第 1 項に基づく承認を受けている品目について、承認事項を改める場合の取扱い

① 「規格及び試験方法」欄のみを改める場合の取扱い

法第 14 条第 16 項の規定に基づく承認事項の軽微変更に係る届出（以下

「軽微変更届出」という。)を行わせること。その際、軽微変更届書の「備考」欄に「令和 8 年 4 月 10 日医薬薬審発 0410 第 1 号「第十九改正日本薬局方の制定に伴う医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて」による届出」と記載すること。

また、「規格及び試験方法」欄に既に規定している純度試験等については、同等の管理が可能であるか確認した上で必要に応じて当該規格及び試験方法を第十九改正で定める基準に加えて設定すること。

なお、今回、設定しないと判断した場合、法第 14 条第 15 項の規定に基づく承認事項の一部変更承認申請（以下「一変申請」という。）を別途行う機会に、その審査等の中で規格の設定を不要と判断した根拠データの提出を求めることがあるため、当該データを適切に保存しておくこと。

② 「成分及び分量又は本質」欄（有効成分は除く）の変更が伴う場合の取扱い

以下の点に留意し、一変申請を行うこと。

- ア．原則として当該品目に係る医薬品製造販売承認書の写しを添付し、さらに、平成 26 年 11 月 21 日薬食発 1121 第 2 号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品の承認申請について」の別表 1 のロの 3 の資料が必要となるほか、必要に応じ、同通知の別表 1 のハの 3 又はホの 5 の資料を添付すること。
- イ．一変申請書の変更する欄及び「備考」欄の記載は、昭和 55 年 10 月 9 日薬審第 1462 号厚生省薬務局審査課長・生物製剤課長通知「日本薬局方医薬品の製造又は輸入の承認・許可申請の取扱いについて」の別記「日本薬局方医薬品に係る承認申請書の記載要領」に準拠し、「備考」欄には、「第十九改正新規収載品目に係る変更申請である」旨を併せて記載すること。
- ウ．一変申請については、令和 9 年 9 月 30 日までに必要な措置を円滑に講じることができるよう迅速な処理を行うこととしている。市場流通品の調整などで迅速な処理が必要な品目については、原則として、一変承認が完了するよう必要な措置を令和 9 年 3 月 31 日までに行うこと。当該申請書にあっては、「備考」欄に迅速処理を希望する旨及び FD 申請の場合にあっては、優先審査コードとして「19130」の記録を記載すること。また、市場流通品の調整にはある程度の時間を要することから、告示後できるだけ速やかに調整を開始すること。
- エ．一変申請書の右肩に「局新規」（「局」に○（マル）を付ける）の表示を朱書きすること。ただし、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等」

について」(令和7年4月1日付け医薬薬審発0401第1号・医薬機審発0401第1号・医薬安発0401第2号・医薬監麻発0401第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知)に基づきオンライン提出する場合は、「局新規」(「局」に○(マル)を付ける)の記載は不要とする。

③ 「製造方法」欄の変更が伴う場合の取扱い

一変申請又は軽微変更届出を行うこと。一変申請に当たっては1.(1)②ア.～エ.に準ずることとし、軽微変更届出に当たっては軽微変更届書の「備考」欄に「令和8年4月10日医薬薬審発0410第1号「第十九改正日本薬局方の制定に伴う医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて」による届出」と記載すること。

(2) 新規収載品目に関する個別留意事項について

① 「ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物」及び「ダパグリフロジンプロピレングリコール錠」について

ア. クロマトグラフィー条件の調整に係る取扱い

「ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物」については、医薬品各条の確認試験、純度試験 類縁物質、プロピレングリコール及び定量法において、「ダパグリフロジンプロピレングリコール錠」については、医薬品各条の確認試験、純度試験 類縁物質、溶出性及び定量法において、一般試験法「クロマトグラフィー総論〈2.00〉」に従う試験法を規定したところである。一般試験法「クロマトグラフィー総論〈2.00〉」の「4. クロマトグラフィー条件の調整」に従い、適切に検証した上で示された範囲でクロマトグラフィー条件を調整した場合、次のように取り扱うこと。

i) 既承認の医薬品の取扱い

「成分及び分量又は本質」欄の「ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物」の規格を日局とし、「別紙規格」欄を設定した上で「規格及び試験方法」欄に、「ダパグリフロジンプロピレングリコール錠」については「規格及び試験方法」欄に、それぞれクロマトグラフィー条件調整後の当該試験のクロマトグラフィー条件を具体的に記載すること。本変更については、軽微変更届出により行うこと。なお、次の一変申請の審査等の際に当該試験のクロマトグラフィー条件が適切と判断した根拠データの提出を求めることがあるため、当該データを適切に保存しておくこと。

なお、本取扱いは、第十九改正で定める基準に適合させるため、既承認の医薬品の承認事項を改める場合の取扱いである。その後の変更については、変更内容に応じた薬事手続きが必要である。

ii) 新規に承認申請を行う医薬品の取扱い

1. (2) ①ア. i) に準じてクロマトグラフィー条件調整後の当該試験のクロマトグラフィー条件を具体的に記載し、当該試験のクロマトグラフィー条件が適切と判断した根拠データを申請資料として添付し、説明すること。

イ. 溶液の調製操作に係る取扱い

「ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物」については、医薬品各条の純度試験 類縁物質、プロピレングリコール及び定量法において、「ダパグリフロジンプロピレングリコール錠」については、医薬品各条の純度試験 類縁物質、製剤均一性、溶出性及び定量法において、調製溶液等を最終濃度で記載したところである。本品目に該当する医薬品を承認申請する場合には、CTD の第 2 部に溶液調製手順の概要等、規格及び試験方法の適切性を判断するために必要な程度の詳細を記載し、第 3 部に具体的な溶液の調製法が適切と判断した根拠データを添付すること。また、本品目に該当する医薬品の軽微変更届出を行う場合には、承認申請の審査等の際に具体的な溶液の調製法が適切と判断した根拠データの提出を求めることがあるため、当該データを適切に保存しておくこと。なお、13. (2) の独立行政法人医薬品医療機器総合機構のウェブサイトを示された溶液の調製操作のとおり設定した場合には、「13. その他留意事項等 (2) 溶液の調製操作」を根拠に代えることができる。

2. 削除品目の取扱い

局長通知第 1 の 5 (1) (別紙第 2 の 2) に示す削除品目については、令和 8 年 4 月 10 日以降は、日本薬局方医薬品として製造販売又は販売することは認められないこと。ただし、改正前の日本薬局方に収められていた医薬品であって、令和 8 年 4 月 10 日において法第 14 条第 1 項による承認を受けているものについては、令和 9 年 9 月 30 日までは日本薬局方医薬品として製造販売又は販売することは認められること。

3. 改正品目の取扱い

局長通知第1の5(2)(別紙第2の3)に示す品目について第十九改正により、その基準が改正前の日本薬局方(以下「旧薬局方」という。)と異なるものとなった医薬品については、令和9年9月30日までは、第十九改正で定めるものとみなすことができるものとする。一方、同年10月1日以降は旧薬局方の基準により製造販売又は販売することは認められないので、以下の点に留意するとともに遅滞なく手続きを行うこと。なお、第十九改正で日本名を改正した品目の取扱いについては下記7.によること。

(1) 第十九改正で定める基準に適合させるため、製剤に係る承認事項を改める場合の取扱い

① 「成分及び分量又は本質」欄(有効成分は除く)又は「製造方法」欄の変更が伴う場合の取扱い

上記1.(1)②及び③に準ずることとする。

② 第十九改正における医薬品各条において「別に規定する」とされた規格項目の取扱い

基本的には下記5.に準ずること。

③ 一変申請を行う際の手続き

「備考」欄には、「第十九改正継続収載品目に係る変更申請である」旨を併せて記載すること。また、一変申請書の右肩に「局改正」(「局」に○(マル)を付ける)の表示を朱書きすること。ただし、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」(令和7年4月1日付け医薬薬審発0401第1号・医薬機審発0401第1号・医薬安発0401第2号・医薬監麻発0401第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知)に基づきオンライン提出する場合は、「局改正」(「局」に○(マル)を付ける)の記載は不要とする。

(2) 改正品目のうち、医薬品(成分)に係る取扱い

① 当該医薬品(成分)の規格を第十九改正で定める基準に適合させるに伴い、製剤の承認内容を変更する場合

一変申請又は軽微変更届出を行うこと。なお、一変申請の際は、上記3.

(1)③と同様の取扱いとすること。また、その際、軽微変更届書の「備考」欄に「令和8年4月10日医薬薬審発0410第1号「第十九改正日本薬局方の制定に伴う医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて」による届出」と記載すること。

4. 新規収載医薬品（成分）を含有する既承認の医薬品、医薬部外品及び化粧品（以下「医薬品等」という。）（製剤（ただし、第十九改正に収載されている製剤は除く））の取扱いについて（下記5. を除く。）

（1）「成分及び分量又は本質」欄の規格を日本薬局方に改めるのみの場合

当欄の当該医薬品（成分）の規格を日本薬局方に改めるのみの一変申請又は軽微変更届出を行う必要はなく、他の理由により、一変申請又は軽微変更届出を行う機会があるときに併せて変更することで差し支えないこと。

なお、「規格及び試験方法」欄に既に規定している純度試験等の取扱いは、上記1.（1）①に準ずることとする。

（2）当該医薬品（成分）の日本薬局方収載に伴い、製剤の承認内容を変更する必要がある場合（ただし、上記（1）に該当する部分は除く。）

当該医薬品（成分）の規格を日本薬局方で定める基準に適合させるに伴い、製剤の承認内容を変更する場合は、一変申請又は軽微変更届出を行うこと。

（3）漢方処方エキスを含有する医薬品について

第十九改正においては、「麻子仁丸エキス」の漢方処方エキスを収載したところであるが、これらの漢方処方エキスを含有する医薬品等の取扱いについては、上記4.（1）、（2）に準ずる他、以下のとおりとすること。

① 添付文書又は容器若しくは被包に配合生薬の1日量当たりの配合量を表示すること。

② 一般用医薬品の取扱いについて

ア. 第十九改正の製法に規定されている生薬の種類及び配合量の範囲であり、かつ、満量処方の場合

医療用医薬品と同様の取扱いとする。

イ. 第十九改正の製法に規定されている生薬の種類及び配合量の範囲であり、かつ、満量処方でない場合

「成分及び分量又は本質」欄の漢方処方エキス成分名は、漢方処方エキスの名に後処方を（ ）を付して記載する変更を行うための軽微変更届出を行うこと。この場合、規格は日局とせず、別紙規格とすること。なお、販売名については変更する必要はないこと。また、満量処方に変更する場合については、新規承認申請を行わせること。

ウ. 第十九改正の製法に規定されている生薬の種類及び配合量の範囲外である場合

「成分及び分量又は本質」欄の漢方処方エキス成分名は、漢方処方エキ

ス名の後に出典名及び満量処方でない場合はその処方量を（ ）を付して記載する変更を行うための軽微変更届出を行うこと。この場合、規格は日局とせず、別紙規格とすること。なお、販売名については変更する必要はないこと。

また、第十九改正に規定されている生薬の種類及び配合量に変更する場合については、新規承認申請を行うこと。

5. 新規収載医薬品（成分）を含有する医薬品等又は新規収載された医薬品（製剤）のうち、第十九改正において、当該医薬品各条に「別に規定する」と規定した品目等に係る取扱い

現承認書上、当該規格項目が設定されている場合には、軽微変更届出にて日本薬局方による旨の記載へ変更する際に、既に設定されている内容もそのまま併せて記載すること。

一方、承認書上、当該規格項目が設定されていない場合には、設定について適切に検討し、新たに設定を要する場合には、日本薬局方による旨の記載への変更及び当該規格項目の設定をするための一変申請を行うこと。なお、設定しないと判断した場合、次の一変申請の審査等の際に規格の設定を不要と判断した根拠データの提出を求めることがあるため、当該データを適切に保存しておくこと。

また、日本薬局方外医薬品規格によるものとしていた場合も同様とすること。

6. 承認事項の一部において日本薬局方による旨を記載して承認された医薬品等の取扱い

- (1) 「成分及び分量又は本質」欄で、配合成分の規格（の一部）を日本薬局方による旨を記載して承認された医薬品等及び「製造方法」欄、「規格及び試験方法」欄又は「貯法及び有効期間」欄で「日本薬局方による」旨を記載の上、承認された医薬品等

令和9年9月30日まではなお従前の例によることができるが、同年10月1日以降は改正後の基準によるものであること。

- (2) 「規格及び試験方法」欄で試験法の一部について日本薬局方の一般試験法又は製剤総則で定める試験法による旨を記載して承認された医薬品等であって、日本薬局方に収められていないもの

試験方法については、承認当時の日本薬局方に定める試験法によって行うものとする。一方承認当時の日本薬局方で定める試験法と第十九改正で定める同

規定との相違性を十分確認した上であれば、日常の試験検査業務に第十九改正で定める規定による試験をすることは差し支えない。

なお、承認事項の一部（有効成分以外の成分の種類又は分量、製造方法等）を改めないと第十九改正で定める試験法に適合しない製品であって、第十九改正で定める試験法に適合させることが製剤の改良等になると判断されるものには、第十九改正で定める試験法に適合させるため、一変申請又は軽微変更届出を行うこと。

7. 日本名を改正した医薬品等の取扱い

（１）局長通知第１の５（３）（別紙第２の４）に示す医薬品については、その薬局方の日本名を改正したところであるが、その取扱いについては、以下のとおりとする。

① 既承認の医薬品等であって、改正前の成分名又は旧薬局方の日本名を用いた成分を含有する医薬品については、「成分及び分量又は本質」欄の成分名を改めるのみの一変申請又は軽微変更届出を行う必要はなく、他の理由により、一変申請又は軽微変更届出を行う機会があるときに併せて変更することで差し支えないこと。

② 新規に承認申請を行う医薬品等については、「成分及び分量又は本質」欄の成分名の名称は、第十九改正で定める日本名を使用すること。ただし、令和９年９月３０日までに新規に承認申請を行う医薬品等に関しては、旧薬局方の日本名にて申請を行っても差し支えないこと。

8. 日本薬局方標準品の名称変更に伴う取扱い

局長通知第１の４（４）（別紙第１の４）に掲げた品目についての取扱いは以下のとおりとする。

（１）既承認の医薬品等であって、日本薬局方標準品を用いている医薬品又は医薬部外品については、日本薬局方標準品の名称を改めるのみの一変申請又は軽微変更届出を行う必要はなく、他の理由により、一変申請又は軽微変更届出を行う機会があるときに併せて変更することで差し支えないこと。

（２）新規に承認申請を行う医薬品等については、日本薬局方標準品の名称は、第十九改正の日本薬局方標準品の名称を使用すること。ただし、令和９年９月３０日までに承認申請を行う場合は、旧薬局方の名称を用いても差し支えないこと。

9. 医薬品等の日本名の改正及び日本薬局方標準品の名称変更に伴う放射性医薬品基準等の取扱い

放射性医薬品基準（平成 25 年 3 月厚生労働省告示第 83 号）、日本薬局方外医薬品規格 2002（平成 14 年 9 月 20 日医薬発第 0920001 号厚生労働省医薬局長通知）、日本薬局方外医薬品規格第三部（平成 13 年 12 月 25 日医薬発第 1411 号厚生労働省医薬局長通知）、日本薬局方外医薬品規格第四部（平成 11 年 9 月 22 日医薬発第 1117 号厚生労働省医薬安全局長通知）、日本薬局方外生薬規格 2022（令和 4 年 3 月 8 日薬生薬審発第 0308 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知）、医薬品添加物規格 2018（平成 30 年 3 月 29 日薬生発 0329 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）等においては、旧薬局方の名称を第十九改正の名称に読み替えるものとし、その他関連通知等においても同様に読み替えるものであること。

10. 原薬等登録原簿（以下「MF」という。）に係る取扱いについて

法第 80 条の 6 第 1 項の規定に基づき、医薬品原薬等については MF に、その原薬等の名称等について登録を受けることができるとしているところである。第十九改正において新規に収載された品目及び、基準の改められた品目に係る取扱いについては、上記 1.～9. と同様の取扱いとすること。ただし、「一変申請」は「変更登録申請」に読み替えること。

名称が変更された品目について登録事項に変更があり、かつ MF の登録品目名に反映させる場合、変更登録申請書の備考欄に「令和 8 年 4 月 10 日医薬薬審発 0410 第 1 号「第十九改正日本薬局方の制定に伴う医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて」による申請」を記載するとともに、先の登録の登録品目名を記載すること。

また、名称が変更された品目について登録事項の変更が軽微変更届出の範囲であり、かつ MF の登録品目名に反映させる場合、軽微変更届書の備考欄に「令和 8 年 4 月 10 日医薬薬審発 0410 第 1 号「第十九改正日本薬局方の制定に伴う医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて」による届出」を記載するとともに、先の登録の登録品目名を記載すること。また、必要に応じて書換え交付申請を行うこと。

11. 通則及び一般試験法に係る取扱いについて

（1）通則 39 及び一般試験法〈9.62〉計量器・用器の取扱いについて

「精密に量る」場合においては、通則 39 に基づき、±10%の範囲で要求される有効数字の桁数を維持する方法を求める。また、一般試験法〈9.62〉計量器・用器「はかり（天秤）及び分銅」において、規格値への適否を判定するに

あたり、測定した数値のどの桁で判断すべきかについて、有効桁数の考え方を示した。

なお、第十九改正においても引き続き最小計量値以下のはかり取りを行うことは認められる。使用者には、試験の目的に応じた性能を有する天秤の使用が期待される。

また、本邦において混合ガス調製器の使用及び流通実態がないことが確認されたことに伴い、「混合ガス調製器」を削除した。

令和 13 年 3 月 31 日までは改正後の通則 39 及び一般試験法〈9.62〉計量器・用器の基準にかかわらず、なお従前の例によることができるが、同年 4 月 1 日以降は改正後の基準によるものであること。

(2) 一般試験法〈6.17〉タンパク質医薬品注射剤の不溶性微粒子試験法の取扱いについて

第十九改正において、改正した一般試験法〈6.07〉注射剤の不溶性微粒子試験法へ包括されたことに伴い〈6.17〉タンパク質医薬品注射剤の不溶性微粒子試験法を削除したところ、この削除による既承認の医薬品等の「規格及び試験方法」欄に係る取扱いは以下のとおりとする。なお、新規に承認申請を行う医薬品等については、「規格及び試験方法」欄の試験法の名称は、〈6.07〉注射剤の不溶性微粒子試験法とすること。ただし、令和 9 年 9 月 30 日までに新規に承認申請を行う場合は、〈6.17〉タンパク質医薬品注射剤の不溶性微粒子試験法としても差し支えないこと。

① 一般試験法〈6.17〉タンパク質医薬品注射剤の不溶性微粒子試験法と記載している場合

一般試験法〈6.17〉タンパク質医薬品注射剤の不溶性微粒子試験法を一般試験法〈6.07〉注射剤の不溶性微粒子試験法へ変更する場合には、軽微変更届出により行うこと。

② 一般試験法〈6.17〉タンパク質医薬品注射剤の不溶性微粒子試験法に従う試験法と規定している場合

一般試験法〈6.17〉タンパク質医薬品注射剤の不溶性微粒子試験法による記載から一般試験法〈6.07〉注射剤の不溶性微粒子試験法による記載への変更は、軽微変更届出により行うことができる。

③ 試験法の一部について一般試験法〈6.17〉タンパク質医薬品注射剤の不溶性微粒子試験法で定める試験法による旨を記載して承認された医薬品等であって、日本薬局方に収められていない場合

上記 6. (2) を準用すること。ただし、試験法を変更する場合には、一変申請を行うこと。

(3) 一般試験法〈6.10〉溶出試験法の取扱いについて

「4. 判定」の徐放性製剤において、判定法を「別に規定する。」と規定したことに伴い、既承認の医薬品等において、軽微変更届出により承認書に徐放性製剤の判定法を追記すること。ただし、判定法 1 を用いる場合にはその旨を記載することとするが、記載がない場合には判定法 2 を用いるものとみなすこと。

令和 9 年 9 月 30 日までは改正後の一般試験法〈6.10〉溶出試験法の基準にかかわらず、なお従前の例によることができるが、同年 10 月 1 日以降は改正後の基準によるものであること。

12. 参考情報に係る取扱いについて

(1) 「GZ. 目的に応じた日本薬局方の適用方法〈GZ-4-190〉」の取扱いについて

第十九改正において、新たに参考情報「目的に応じた日本薬局方の適用方法〈GZ-4-190〉」を収載したところであるが、以下①～③の全て満たしている場合に限り、製造販売業者は本参考情報に基づき日本薬局方の適用方法を変更することが可能であり、その際は、原薬の代用とする試薬に係る日本薬局方改正要望書を事前に提出すること。なお、改正要望書の「2. 改正を要望する理由」には、原薬の入手が困難である旨及び「令和 8 年 4 月 10 日医薬審発 0410 第 1 号「第十九改正日本薬局方の制定に伴う医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて」による要望」と記載すること。

- ① 製剤の医薬品各条における確認試験や純度試験等において原薬を使用する規定となっていること
- ② 該当の試験において、それぞれの使用目的に応じ、原薬の医薬品各条のうち必要な試験項目のみに適合が確認済の試薬であること
- ③ その原薬の入手が困難であること

また、製造販売承認書において日本薬局方の適用方法を変更するための軽微変更届出は、当該改正要望書についての日本薬局方原案検討委員会における検討終了後に行うこととし、具体の届出提出可能時期及び日本薬局方原案検討委員会で検討された規格については、医薬品審査管理課から企業に連絡すること。

なお、届出の際は、「成分及び分量又は本質」欄の規格は日局とし、テキスト欄に「日本薬局方△△において、○○試験における原薬の代わりの試料について、別紙規格に記載する」旨の記載をし、「別紙規格」欄を設定した上で「規格

及び試験方法」欄に「日本薬局方△△による。ただし、試料は原薬の代わりに試薬Xを使用する。」旨の記載をすること。さらに、「備考」欄に「令和8年4月10日医薬薬審発0410第1号「第十九改正日本薬局方の制定に伴う医薬品製造販売承認申請等の取扱いについて」による届出」と記載すること。

13. その他留意事項等

(1) 医薬品各条に規定する製剤の試験方法について

係る記載は、標準的な試験方法を示したものである。添加剤が測定結果に影響を与え、係る試験の実施が科学的に困難である場合には、その妥当性を示せることを前提として、規定法に代わる試験法を承認書に規定することは許容される。なお、既に同内容にて承認を取得している場合には当該試験方法を承認書に記載しておくことで差し支えない。

(2) 溶液の調製操作

ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物：

<https://www.pmda.go.jp/files/000279850.pdf>

ダパグリフロジンプロピレングリコール錠：

<https://www.pmda.go.jp/files/000279851.pdf>